

仕 様 書

件 名	仮設トイレ借り上げ	作成年月日	令和5年9月12日
仕様書番号	NALog-18	部 隊 名	北部方面後方支援隊

1 適用範囲

本仕様は、北部方面後方支援隊で調達する仮設トイレ借り上げについて適用する。

2 品 名

- (1) 仮設トイレ 2棟
- (2) 防臭液 満タン

3 仕 様

- (1) 簡易水洗トイレ（便座大小兼用）
- (2) 水槽100L・便槽450L
- (3) 照明設備付（電源等不要の物）

4 使用期間

- (1) 令和5年10月30日（月）～11月10日（金）
- (2) 設置は、10月30日（月）午前とする。（細部の時間は、調整による。）
- (3) 撤去は、11月10日（金）午後とする。（細部の時間は、調整による。）

5 場 所

北大演（恵庭地区）1箇所（演習場統制所に誘導員を配置）

6 具備すべき要件

- (1) 借上器材等の搬入及び搬出（設置及び転倒防止処置）は、契約の相手方が行うものとする。
- (2) 契約の相手方は、借上器材等の目的の機能を完全に発揮し得る状態に保ち、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧出来る保守サービス体制を確保するものとし、復旧に要する期間、同等な代替品を納入するものとする。
- (3) 汲み取りは、使用期間内に2回、撤去時に業者が実施する。
- (4) 便槽を完全に清掃されたもの。

7 検 査

本仕様書に基づき、検査官立会のうえ、検査を実施し引き渡すものとする。

8 その他

- (1) 納品にあたっては、現場管理に留意し危害防止に万全を期するものとする。
- (2) 納品現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは、厳禁とする。
- (3) その他、部隊側の諸規則、指示に従い納期までに納品を完了するものとする。
- (4) 保守管理
 - ア 通常使用による故障等は、請負業者側の負担とする。
 - イ 官側の故意又は過失等による場合は、官側及び請負業者との協議とする。

9 調整先

北部方面後方支援隊 第4科 福豊2曹

TEL 0123-36-8611 (内線5742)

仕 様 書

件 名	仮設トイレ借り上げ	作成年月日	令和5年9月12日
仕様書番号	NALog-19	部 隊 名	北部方面後方支援隊

1 適用範囲

本仕様は、北部方面後方支援隊で調達する仮設トイレ借り上げについて適用する。

2 品 名

- (1) 仮設トイレ 18棟
- (2) 防臭液 満タン

3 仕 様

- (1) 簡易水洗トイレ（便座大小兼用）
- (2) 水槽100L・便槽450L
- (3) 照明設備付（電源等不要の物）

4 使用期間

- (1) 令和5年10月30日（月）～11月10日（金）
- (2) 設置は、10月30日（月）午前とする。（細部の時間は、調整による。）
- (3) 撤去は、11月10日（金）午後とする。（細部の時間は、調整による。）

5 場 所

北大演（島松地区）9箇所（演習場統制所に誘導員を配置）

6 具備すべき要件

- (1) 借上器材等の搬入及び搬出（設置及び転倒防止処置）は、契約の相手方が行うものとする。
- (2) 契約の相手方は、借上器材等の目的の機能を完全に発揮し得る状態に保ち、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧出来る保守サービス体制を確保するものとし、復旧に要する期間、同等な代替品を納入するものとする。
- (3) 汲み取りは、使用期間内に2回、撤去時に業者が実施する。
- (4) 便槽を完全に清掃されたもの。

7 検 査

本仕様書に基づき、検査官立会のうえ、検査を実施し引き渡すものとする。

8 その他

- (1) 納品にあたっては、現場管理に留意し危害防止に万全を期するものとする。
- (2) 納品現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは、厳禁とする。
- (3) その他、部隊側の諸規則、指示に従い納期までに納品を完了するものとする。
- (4) 保守管理
 - ア 通常使用による故障等は、請負業者側の負担とする。
 - イ 官側の故意又は過失等による場合は、官側及び請負業者との協議とする。

9 調整先

北部方面後方支援隊 第4科 福豊2曹

TEL 0123-36-8611 (内線5742)

仕 様 書

調達発注番号 327A1A00040

件 名	刈払機借り上げ	作成年月日	令和5年9月12日
仕様書番号	NALog-20	部 隊 名	北部方面後方支援隊

1 適用範囲

本仕様は、北部方面後方支援隊で調達する刈払機借り上げについて適用する。

2 品 名

刈払機 30台

3 仕 様

刈払機 (BC2510と同等品)

4 使用期間

- (1) 令和5年10月31日(火)～11月2日(木)
- (2) 納品は、10月31日(火)午前とする。(時間は、細部調整による。)
- (3) 返却は、11月2日(木)午後とする。(時間は、細部調整による。)

5 場 所

島松駐屯地 (北部方面後方支援隊隊舎)

6 具備すべき要件

- (1) 借上器材等の搬入及び搬出は、契約の相手方が行うものとする。
- (2) 契約の相手方は、借上器材等の目的の機能を完全に発揮し得る状態に保ち、何らかの不具合が生じた場合には、速やかに復旧出来る保守サービス体制を確保するものとし、復旧に要する期間、同等な代替品を納入するものとする。

7 検 査

本仕様書に基づき、検査官立会のうえ、検査を実施し引き渡すものとする。

8 その他

- (1) 納品にあたっては、現場管理に留意し危害防止に万全を期するものとする。
- (2) 納品現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは、厳禁とする。
- (3) その他、部隊側の諸規則、指示に従い納期までに納品を完了するものとする。
- (4) 保守管理
 - ア 通常使用による故障等は、請負業者側の負担とする。
 - イ 官側の故意又は、過失等による場合は、官側及び請負業者との協議とする。

9 調整先

北部方面後方支援隊 第4科 福豊2曹

TEL 0123-36-8611 (内線5742)